介護老人福祉施設

利用契約書
重要事項説明書

社会福祉法人春光会
特別養護老人ホーム　凪の郷

指定介護老人福祉施設　利用契約書

指定介護老人福祉施設サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

（目的）

第１条　社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム凪の郷（以下「施設」という。）は、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第４条及び第５条に定める指定介護福祉施設サービスを提供します。

２　施設が、入所者に対して実施する指定介護福祉施設サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び施設サービス計画書に基づき行います。

３　入所者は、第 17 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条　契約期間は令和　　年　　月　　日から、入所者の要介護認定の有効期間までとします。

２　契約満了日の７日前までに、入所者又は代理人から施設に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ、入所者が要介護認定の更新で要介護３～５若しくは、要介護１、２で福岡県の指針による特例入所に該当すると認定された場合、契約は更新されるものとします。

（施設サービス計画の作成・変更）

第３条　施設は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　施設サービス計画は、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。

４　施設は、原則として６月に１回、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を

変更するものとします。

5　施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　施設は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画の作成、介護、食事、相談及び援助、社会生活上の便宜、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第５条　施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動

二　理美容サービス

三　インフルエンザ感染症等予防対策

四　入所者の移送

2　前項の他、施設は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

3　前２項のサービスについて、その利用料金は入所者又は代理人が支払うものとします。

4　第１項の費用の額は別紙重要事項説明書「５　利用料等」に記載した通りです。

5　施設は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入所者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（入所者等への説明）

第６条　施設は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、入所者に対しても行うよう努めるものとします。

2　代理人は、本契約に基づいて施設から行われる前項の説明及び報告等について、入所者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第７条　施設は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、入所者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、施設、入所者又は代理人ともに遵守するものとし、施設がこれを変更する場合は、入所者又は代理人に対して事前に説明することとします。

3　入所者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第８条　施設は、入所者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、入所者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

2　入所者が第４条に定めるサービスを受けたとき、入所者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を施設に支払うものとします。ただし、要介護認定を受けていない場合には、入所者又は代理人はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。

3　第５条に定めるサービスについては、入所者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4　前２項の他、入所者又は代理人は入所者の日常生活上必要となる諸費用の実費（おむつ代、洗濯代を除く）を施設に支払うものとします。

5　前３項に定めるサービス利用料金は１月ごとに計算し、入所者又は代理人はこれを翌月 20 日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

6　１月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（利用料金の変更）

第９条　前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、施設は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2　前条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入所者又は代理人に対して、変更を行う日の１月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3　入所者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（施設及びサービス従業者の義務）

第 10 条　施設及び従業者は、サービスの提供に当たって、入所者の生命、身体の安全・確保に配慮するものとします。

2　施設は、入所者の体調・健康状態からみて必要がある場合には、医師又は看護職員と連携し、入所者又は代理人からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3　施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入所者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4　施設及び従業者は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5　施設は、入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

6　施設は、入所者の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、入所者の要介護度が変更された場合には、速やかに入所者又は代理人に通知することとします。

7　施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より２年間保管し、入所者又は代理人の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

（守秘義務等）

第 11 条　施設及び従業者は、指定介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た入所者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2　施設は、従業者が退職後、在職中に知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3　施設は、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4　入所者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、施設が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第 21 条に定める入所者の円滑な退所のための援助を行う場合に、入所者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

（入所者の施設利用上の注意義務等）

第 12 条　入所者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　入所者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設及び従業者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、施設は、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3　入所者又は代理人は、入所者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4　入所者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入所者又は代理人と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（禁止行為）

第 13 条　入所者及び代理人は、施設内で次の各号に該当する行為してはいけません。

一　従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

二　施設内での金銭及び食物等のやりとり

三　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

四　従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力

五　その他決められたもの以外の物の持ち込み

（損害賠償責任）

第 14 条　施設は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により入所者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 15 条　施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

一　入所者又は代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

二　入所者又は代理人が、入所者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

三　入所者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

四　入所者又は代理人が、施設又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 16 条　施設は、契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入所者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2　前項の場合に、施設は、入所者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第8条第6項の規定を準用します。

（契約の終了事由）

第 17 条　入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　入所者が死亡した場合

二　要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（入所者又は代理人からの中途解約等）

第 18 条　入所者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入所者又は代理人は契約終了を希望する日の 7 日前までに施設に通知するものとします。

2　入所者又は代理人は、第 7 条第 3 項、第 9 条第 3 項の場合及び入所者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3　入所者又は代理人が第 1 項の通知を行わずに、入所者が居室から退去した場合には、施設は、入所者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。

4　前項において、入所者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

5　1 月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第 8 条第 6 項の規定を準用します。

（入所者又は代理人からの契約解除）

第 19 条　入所者又は代理人は、施設若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める指定介護福祉施設サービスを実施しない場合

二　施設若しくは従業者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合

三　施設若しくは従業者が故意又は過失により入所者及び代理人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

（施設からの契約解除）

第 20 条　施設は、入所者又は代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　入所者又は代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　入所者又は代理人による、第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合

三　入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　入所者が連続して 7 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合

五　入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合

六　入所者が契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認める場合

七　入所者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められた場合

2　前項の規定による契約の終了後、退所までに施設が入所者に対して実施したサービスの利用料金については、全額入所者負担とし、入所者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（契約の終了に伴う援助）

第 21 条　本契約が終了し、入所者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、入所者又は代理人の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者及び代理人に対して速やかに行うものとします。

一　適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

二　居宅介護支援事業所の紹介

三　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

2　前条の規定により契約が解除され、入所者が施設を退所する場合には、入所者又は代理人の希望により、施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第１号から第３号に定める援助を入所者及び代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

（入所者の入院に係る取り扱い）

第 22 条　入院期間中において、入所者又は代理人は、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を施設に支払うものとします。

2　施設は、第 20 条第 1 項第４号による施設からの契約の解除があった場合であっても、入所者が入院後おおむね３月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

（居室の明け渡し－精算－）

第 23 条　第 17 条により本契約が終了する場合において、入所者又は代理人は、入所者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、入所者の居室を明け渡すものとします。

2　入所者又は代理人は、契約終了日までに入所者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を施設に対し支払うものとします。

3　第１項の場合に、１月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第８条第６項を準用します。

（残置物の引取等）

第 24 条　施設は、本契約が終了した後、入所者の残置物がある場合には、入所者又は代理人にその旨連絡するものとします。

2　入所者又は代理人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとし、施設は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。

3　施設は、前項ただし書の場合を除いて、入所者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入所者又は代理人に引き渡すものとし、入所者及び代理人がこれを引き取らない場合には、入所者は残置物について所有権を放棄し、施設は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は入所者の負担とし、入所者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（連帯保証人等）

第 25 条　連帯保証人は、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとします。

2　前項の連帯保証人の負担は、極度額 60 万円を限度とします。

3　連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者又は連帯保証人が死亡したとき、もしくは連帯保証人が破産手続開始決定を受けたときに、確定するものとします。

4　施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

5　連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

6　連帯保証人は、身元保証人を兼ねるものとします。

7　身元保証人は、利用契約が終了した後、施設に残された入所者の残置物を入所者又は代理人が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分に係る費用を負担するものとします。

（一時外泊）

第 26 条　入所者は、施設の同意を得た上で、おおむね１週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、入所者又は代理人は宿泊開始日の２日前までに施設に届け出るものとします。

2　前項に定める宿泊期間中において、入所者又は代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を施設に支払うものとします。

（苦情対応）

第 27 条　施設は、その提供したサービスに関する入所者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第 28 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は入所者及び代理人と

誠意をもって協議するものとします。

指定介護老人福祉施設　重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護３」「要介護４」「要介護５」の認定を受けた方が対象となります。

1　事業の目的と運営方針

社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム凪の郷（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人春光会
所在地	〒811-1244　福岡県那珂川市大字山田1115-1
代表者	理事長　呉　豊子
設立年月日	令和2年4月1日
電話番号	092-408-9653

3　施設の概要

(1)　施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム凪の郷
指定番号	4073700934
所在地	〒811-1244　福岡県那珂川市大字山田1115-1
施設長	安東　俊延
開設年月日	令和3年12月1日
電話番号	092-408-9653
ＦＡＸ番号	092-408-9793

(2)　設備の概要

居室	80室　　１人部屋（80室）

食堂	10室　入所者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	13室　一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	96箇所　入所者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	101室　入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	3室　入所者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室　入所者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	4室　相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

<居室の変更>

下記に該当する場合は、入所者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	入所者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	27名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養管理、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 定員

定員	80名

4　サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5　利用料等」をご確認ください。

類	内　　容
施設サービス計画の作成	施設サービス計画を作成します。 ・ 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・ 施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・ 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 ・ 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介　護	入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・ 入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えます。 ・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食　事	栄養並びに入所者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】朝食　8時00分～ 昼食　12時00分～ 夕食　17時00分～
相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行います。 ・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入所者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 ・ 常に入所者のご家族との連携を図るとともに、入所者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。

	・　入所者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、入所者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動
入所者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

② 理美容サービス
理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③ インフルエンザ等感染症予防対策
入所者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

④ 入所者の移送
通院や入退院時の移送サービスを行います（原則として家族送迎が困難な場合とする）。協力医療機関（嘱託医からの指示含む）への送迎サービス費用につきましての負担はありません。

5　利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入所者負担金」は、原則として基本利用料に入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本施設サービス費

			単位数（1単位10.27円）	費用額〈10割〉	利用者負担額		
					1割	2割	3割
ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につ	介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	要介護1	670単位	6,880円	688円	1,376円	2,064円
		要介護2	740単位	7,599円	760円	1,520円	2,280円
		要介護3	815単位	8,370円	837円	1,674円	2,511円

き）		要介護４	886単位	9,099円	910円	1,820円	2,730円
		要介護５	955単位	9,807円	981円	1,962円	2,943円

(2) 加算・減算

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の３％減				
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の 30%減				
③ 身体拘束廃止未実施減算		所定単位の 10%減				
④ 安全管理体制未実施減算		5単位/日減				
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の１％減				
⑥ 業務継続計画未策定減算		所定単位の３％減				
⑦ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算		14単位/日減				
⑧ 日常生活継続支援加算	(Ⅱ)	46単位/日	472円	48円	95円	142円
⑨ 看護体制加算	(Ⅰ)ロ	4単位/日	41円	5円	9円	13円
	(Ⅱ)ロ	8単位/日	842円	85円	169円	253円
⑩ 夜勤職員配置加算	(Ⅱ)ロ	18単位/日	184円	19円	37円	56円
⑪ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅰ)	100単位/月	1,027円	103円	206円	309円
	(Ⅱ)	200単位/月	2,054円	206円	411円	617円
	(Ⅱ)※	100単位/月	1,027円	103円	206円	309円
⑫ 個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12単位/日	123円	13円	25円	37円
	(Ⅱ)	20単位/月	205円	21円	41円	62円
	(Ⅲ)	20単位/月	205円	21円	41円	62円
⑬ ADL維持等加算	(Ⅰ)	30単位/月	308円	31円	62円	93円
	(Ⅱ)	60単位/月	616円	62円	124円	185円
⑭ 若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	1,232円	124円	247円	370円
⑮ 障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26単位/日	267円	27円	54円	81円
	(Ⅱ)	41単位/日	421円	43円	85円	127円
⑯ 外泊時費用		246単位/日	2,526円	253円	506円	758円
⑰ 初期加算		30単位/日	308円	31円	62円	93円
⑱ 退所時栄養情報連携加算		70単位/回	718円	72円	144円	216円
⑲ 再入所時栄養連携加算		200単位/回	2,054円	206円	411円	617円
⑳ 退所前訪問相談援助加算		460単位/回	4,724円	473円	945円	1,418円
㉑ 退所後訪問相談援助加算		460単位/回	4,724円	473円	945円	1,418円

㉒ 退所時相談援助加算			400 単位/回	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円
㉓ 退所前連携加算			500 単位/回	5,135 円	514 円	1,027 円	1,541 円
㉔ 退所時情報提供加算			250 単位/回	2,567 円	257 円	514 円	771 円
㉕ 協力医療機関連携加算	（１）		50 単位/月	513 円	52 円	103 円	154 円
㉖ 栄養マネジメント強化加算			11 単位/日	112 円	12 円	23 円	34 円
㉗ 経口移行加算			28 単位/日	287 円	29 円	58 円	87 円
㉘ 経口維持加算	（Ⅰ）		400 単位/月	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円
	（Ⅱ）		100 単位/月	1,027 円	103 円	206 円	309 円
㉙ 口腔衛生管理加算	（Ⅰ）		90 単位/月	924 円	93 円	185 円	278 円
	（Ⅱ）		110 単位/月	1,129 円	113 円	226 円	339 円
㉚ 療養食加算			6 単位/回	61 円	7 円	13 円	19 円
㉛ 特別通院送迎加算			594 単位/月	6,100 円	610 円	1,220 円	1,830 円
㉜ 配置医師緊急時対応加算	（勤務時間外）		325 単位/回	3,337 円	334 円	668 円	1,002 円
	（早朝・夜間）		650 単位/回	6,675 円	668 円	1,335 円	2,003 円
	（深夜）		1,300 単位/回	13,351 円	1,336 円	2,671 円	4,006 円
㉝ 看取り介護加算	（Ⅰ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	739 円	74 円	148 円	222 円
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,478 円	148 円	296 円	444 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,983 円	699 円	1,397 円	2,095 円
		死亡日	1,280 単位/日	13,145 円	1,315 円	2,629 円	3,944 円
	（Ⅱ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	739 円	74 円	148 円	222 円
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,478 円	148 円	296 円	444 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位/日	8,010 円	801 円	1,602 円	2,403 円
		死亡日	1,580 単位/日	16,226 円	1,623 円	3,246 円	4,868 円
㉞ 在宅復帰支援機能加算			10 単位/日	102 円	11 円	21 円	31 円
㉟ 在宅・入所相互利用加算			40 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
㊱ 認知症専門ケア加算	（Ⅰ）		3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）		4 単位/日	41 円	5 円	9 円	13 円
㊲ 認知症チームケア推進加算	（Ⅰ）		150 単位/月	1,540 円	154 円	308 円	462 円
	（Ⅱ）		120 単位/月	1,232 円	124 円	247 円	370 円
㊳ 認知症行動･心理症状緊急対応加算			200 単位/日	2,054 円	206 円	411 円	617 円
㊴ 褥瘡マネジメント加算	（Ⅰ）		3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）		13 単位/月	133 円	14 円	27 円	40 円
㊵ 排せつ支援加算	（Ⅰ）		10 単位/月	102 円	11 円	21 円	31 円
	（Ⅱ）		15 単位/月	154 円	16 円	31 円	47 円
	（Ⅲ）		20 単位/月	205 円	21 円	41 円	62 円

㊶ 自立支援促進加算		280 単位/月	2,875 円	288 円	575 円	863 円
㊷ 科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40 単位/月	410 円	41 円	82 円	123 円
	(Ⅱ)	50 単位/月	513 円	52 円	103 円	154 円
㊸ 安全対策体制加算		20 単位/回	205 円	21 円	41 円	62 円
㊹ 高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10 単位/月	102 円	11 円	21 円	31 円
	(Ⅱ)	5 単位/月	51 円	6 円	11 円	16 円
㊺ 新興感染症等施設療養費		240 単位/日	2,464 円	247 円	493 円	740 円
㊻ 生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,027 円	103 円	206 円	309 円
	(Ⅱ)	10 単位/月	102 円	11 円	21 円	31 円
㊼ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 単位/日	225 円	23 円	45 円	68 円
	(Ⅱ)	18 単位/日	184 円	19 円	37 円	56 円
	(Ⅲ)	6 単位/日	61 円	7 円	13 円	19 円
㊽ 介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)ロ	1 月につき所定単位数の 17.6%				
	(Ⅱ)ロ	1 月につき所定単位数の 17.2%				

① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入所者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

④ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していな

い、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑧ 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定割合配置した場合

⑨ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑩ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

⑪ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑫ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑬ ADL 維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6月ごとの状態変化がみられた場合

* Barthel Index(バーセルインデックス) 広く用いられているＡＤＬを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組みです。

⑭ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑮ 障害者生活支援体制加算

入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

⑯ 外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合

＊１月につき６回まで。

⑰ 初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

⑱ 退所時栄養情報連携加算

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

⑲ 再入所時栄養連携加算

退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した

場合

⑳ 退所前訪問相談援助加算

入所期間が１月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

㉑ 退所後訪問相談援助加算

退所後 30 日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

㉒ 退所時相談援助加算

入所期間が１月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から２週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

㉓ 退所前連携加算

入所期間が１月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

㉔ 退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

㉕ 協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関＊との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2) それ以外の場合

＊協力医療機関の要件

ア 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること

イ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

ウ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

㉖ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を１人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

㉗ 経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

㉘ 経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

㉙ 口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

㉚ 療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉛ 特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、 1 月 12 回以上、通院のため送迎を行った場合

㉜ 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

㉝ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

㉞ 在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20%）以上の在宅復帰を実現した場合

㉟ 在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しており、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

㊱ 認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㊲ 認知症チームケア推進加算

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が 2 分の 1 以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予

防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

㊳ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

㊴ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO)、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「ＰＤＣＡ」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㊼ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

㊽ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金　１日当たり　1,800円

（朝419円、昼705円、夕676円）

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず１日当たりの額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

② 居住に要する費用

基本料金　入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり　2,066円

③ 入所者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入所者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を入所者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

④　理美容代

訪問理美容等との提携により実費でのご請求となります。

⑤　入所者の移送に係る費用

通院や入退院時の移送サービスを行います（原則として家族送迎が困難な場合とする）。協力医療機関（嘱託医からの指示含む）への送迎サービス費用につきましての負担はありません。

入所者及び代理人希望での医療機関への送迎は出来かねますので介護タクシー等をご利用ください。

⑥　契約書第23条に定める所定の料金

入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日当たりご利用料金の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２月前までにご説明します。

⑦　その他

ア　その他

・入所者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用は、材料代等の実費をご負担いただきます。

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額

１複写につき10円（カラーの場合は30円）

・インフルエンザ等感染症予防接種

実費をご負担いただきます。

イ　キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合　無料

・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む）　居住費+食費

ウ　電気使用料

・特定の家電品の使用を希望される場合　50円/日

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

6　利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月の17日までにご請求いたしますので、請求された月の20日までに、入所者又は代理人の銀行口座からの自動引き落としをさせていただきます。

7　施設を退所いただく場合等

(1) 入所者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ 入所者又は代理人から退所の申し出があった場合
⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入所者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ 入所者が入院された場合
④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設若しくはサービス従事者が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 入所者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ケ月以上遅延し､相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 入所者が連続７日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
⑤ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合
⑥ 入所者が契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認める場合
⑦ 入所者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められる場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

① 検査入院等７日間以内の短期入院の場合

７日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

② ７日間以上３月以内の入院の場合

７日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、３月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ ３月以内の退院が見込まれない場合

３月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(5) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

② 居宅介護支援事業者の紹介

③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額60万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定

するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 入所者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

② 入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

② 施設内での金銭及び食物等のやりとり

③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし

④ 従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力

⑤ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、

同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15　守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：久保田　正人（生活相談員）

ご利用時間：月～日曜日　8時00分～17時00分

ご連絡先　　電話番号　092-408-9653

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

那珂川市役所	担当窓口	高齢者支援課
	電話番号	092-953-2211
春日市役所	担当窓口	春日市高齢課
	電話番号	092-558-1205
大野城市役所	担当窓口	長寿支援課
	電話番号	092-580-1916
福岡市南区役所	担当窓口	地域保健福祉課
	電話番号	092-559-5132
福岡県国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課
	電話番号	092-642-7859

※第三者委員

氏名　臼井　航太（行政書士）	電話番号　080-9108-1895

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

17　協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速

やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】
名称　ごう脳神経外科クリニック
住所　福岡県那珂川市山田1150-1

名称　福岡脳神経外科病院
住所　福岡県福岡市南区日佐5丁目3番15号

名称　夫婦石病院
住所　福岡県福岡市南区桧原853-9

名称　南福岡脳神経外科病院
住所　福岡県福岡市南区日佐5丁目2番23号

【協力歯科医療機関】
名称　しらきはら歯科医院
住所　福岡県福岡市南区4-3-8

◇緊急時の連絡先
なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
② 入所者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
③ 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
④ 入所者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

入所に際してご理解いただく内容に係る同意書

当施設は、日常生活の支援や活動性ある生活をお過ごしいただくための福祉施設です。そのため、以下の事柄に関しまして事前にご理解いただき、了承された上で、ご入所を決定して頂きますようお願い申し上げます。

（1） 転倒・転落について

施設内では、歩行中（歩行器・杖なども含む）の転倒や、車椅子やベッドからの転落等が起こることがあります。法定基準に則った職員配置を実施していますが、介護支援を行う中で目が届かない状況もあり、転倒・転落等によりお怪我につながることがあります。

（2） その他の怪我について

皮膚の弱い方は些細な接触で皮膚剥離を起こし、骨の脆い方は日常生活の動作の中でも骨折され、原因や状況が不明な怪我をされることがあります。

（3） 誤嚥による障害について

ご高齢の方は食べ物を噛む力や飲み込む力が弱くなり、誤嚥を起こすことがあります。誤嚥に伴って肺炎を引き起こすことがあります。

（4） 感染症について

ご利用者がインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、疥癬等に感染する場合があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限や居室移動していただくことがあります。状況によって、ご家族の面会をお断りする場合があります

（5） 物品の紛失について

金品や貴重品、衣類等が紛失する場合があり得ます。当施設は外部のクリーニングサービスを利用しており、また金品の預かりを行っておりません。金銭や高価な物の持ち込みはお控えいただき、衣類等の日常品には名前の明記をお願いいたします。

（6） 救急対応と提供医療機関について

救急車による病院への搬送を依頼した際に、病院側の事情等により搬送が遅れる場合があります。また、施設と連携している医療機関でも、医療機関側（病院側）の事情等により入院できない場合もあります。

（7） 面会や食べ物の差し入れについて

面会や食べ物の差し入れは、感染予防と食中度予防の為、施設の定めたルールに沿っていただくことをご理解ください。

上記の説明を受けました。内容に同意し異論はありません。

利用者氏名：　　代理人氏名：　　（続柄）

個人情報利用ならびに空床利用に係る同意書

【個人情報利用範囲】

ご利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する場合、及び以下の場合に用いらせていただきます。

・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続きや管理運営のため
・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
・ご家族及び後見人様などへの報告のため
・当社サービスの維持・改善にかかる資料および職員研修などにおける資料のため
・法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

【広報誌等への写真の使用について】

写真は肖像権を含む大切なプライバシーであることから、写真使用について同意をいただきたくお願いいたします。なお、本書面の同意を得られないことをもって、事業所が必要なサービスを提供しない等の、利用契約およびサービス提供に影響を与えることはありません。

写真使用につきましては、以下の項目にそれぞれ○をご記入下さい。

① 通信広報誌「凪の郷新聞」への使用について　（同意します・同意しません）
② 施設のパンフレットの使用について　（同意します・同意しません）
③ 法人のホームページへの使用について　（同意します・同意しません）
④ その他の関係物（研修・宣伝等）への使用について　（同意します・同意しません）

【空床利用について】

ご利用者の入院や一時帰宅等により居室が空いた際に、居室をショートステイ枠として利用することを空床利用と言います。ご契約の同意を得て空床利用した期間は、外泊時費用及び居住費の料金は発生いたしません。

空床利用につきまして同意されるか否かを○でご記入ください。

○居室及びベッドを空床利用することについて　（同意します・同意しません）

上記の「契約書・重要事項説明書」の成立を証するために、「契約書及び重要事項説明書」3通を作成し、入所者、事業者及び身元引受人（連帯保証人）が記名のうえ、各自その1通を保有するものとします。また、「個人情報利用ならびに空床利用に係る同意書」に記載するところにより、入所者に関する個人情報、写真、空床居室を使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

所在地　　福岡県那珂川市大字山田1115-1
施設名　　特別養護老人ホーム凪の郷

施設長　　安東　俊延

説明者　（役職）　生活相談員　　（氏名）　久保田　正人

＜入所者（契約者）＞
住所

氏名

＜代理人＞
住所

氏名

電話番号

＜連帯保証人兼身元保証人＞
住所

氏名

電話番号